（農業経営基盤強化促進法の一部改正）

第二条　農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の六第一項中「都道府県」の下に「又は市町村」を、「）第八十七条の三第一項」の下に「（同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項第一号」を「同法第八十七条の三第一項第一号」に、「同法第八十八条第十五項」を「第八十八条第十五項」に改め、「第八十七条の三第一項第一号中」の下に「又は」とあるのは「若しくは」と」を、「同項第三号中」の下に「を有する」とあるのは「を有し、又は農業経営等の委託を受けている」と」を、「同項第二号中」の下に「有する」とあるのは「有し、又は農業経営等の委託を受けている」と」を加え、「同号の」を「前号の」に改め、「第九十二条の二中」の下に「有する」とあるのは「有し、又は農業経営等の委託を受けている」と」を加え、同条第二項中「第八十八条第十六項」の下に「（これらの規定を同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）」を、「第八十七条の三第四項」の下に「（同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

第三条　農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項第三号ホ中「第八十七条の三第一項」の下に「（同法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。次号ハにおいて同じ。）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（残余財産の帰属に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の土地改良法（以下「新法」という。）第六十九条第二項（新法第八十四条及び第百一条の二十八において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた事由により土地改良区、土地改良区連合及び土地改良事業団体連合会が解散した場合について適用する。

（解散命令によって解散した場合の清算に関する規定の適用に関する経過措置）

第三条　新法第七十一条の七（新法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に土地改良区及び土地改良区連合が新法第百三十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）（新法第八十四条において準用する場合を含む。）の規定による解散命令によって解散した場合について適用する。

（土地改良事業計画の変更等に関する経過措置）

第四条　施行日前にした第一条の規定による改正前の土地改良法第八十八条第一項、第九十五条の二第二項又は第九十六条の三第二項の規定による公告に係る土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止の手続については、なお従前の例による。

（新法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する新法第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業に関する経過措置）

第五条　新法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する新法第八十七条の三第一項の規定は、施行日以後に取得される農地中間管理事業の推進に関する法律（次項において「農地中間管理事業法」という。）第二条第五項に規定する農地中間管理権に係る農用地（新法第二条第一項に規定する農用地（新法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する新法第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業の施行により当該農用地への地目変換を予定する当該農用地以外の土地がある場合にあっては、その土地を含む。）をいう。次項において同じ。）について適用する。

2　前項の規定にかかわらず、農地中間管理事業法第二条第四項に規定する農地中間管理機構が、施行日前に取得した同条第五項に規定する農地中間管理権に係る農用地に関し、新法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する新法第八十七条の三第一項の規定による土地改良事業が行われることがあることについて、農林水産省令で定めるところにより、施行日以後に当該農用地の所有者及びその貸付けの相手方の同意を得た場合には、当該農用地については、新法第九十六条の四第一項において読み替えて準用する新法第八十七条の三第一項の規定を適用する。

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部改正）

第七条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）の項中「第八十五条第八項、第八十五条の二第十項、第八十五条の三第五項及び第十一項並びに第八十五条の四第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務（国営土地改良事業に係るものに限る。）並びに」を削る。

（独立行政法人水資源機構法の一部改正）

第八条　独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「第八十七条の三第七項」の下に「（第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）」を加え、「、第十三項、第十八項及び第十九項（これらの規定を」に改める。

総務大臣　村上誠一郎
農林水産大臣　江藤　拓
国土交通大臣　中野　洋昌
内閣総理大臣　石破　茂

政　令

総務省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百十四号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項の表令和七年三月三十一日の項を削り、同表に次のように加える。

令和十七年三月三十一日	振興山村（山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項に規定する振興山村をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
	半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。）の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

総務大臣　村上誠一郎
内閣総理大臣　石破　茂